

改正後	現行
<p>① 対象となる支援  児童発達支援（児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所で行う場合を除く。）、放課後等デイサービス（主として重症心身障害児を通わせる事業所で行う場合を除く。）、基準該当通所支援（指定通所基準第54条の10から第54条の12までの規定（第71条の6において準用する場合を含む。）による基準該当通所支援（以下「みなし基準該当通所支援」という。以下同じ。）を除く。）、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援</p> <p>② 算定される単位数</p> <p>(一) 児童指導員及び保育士の欠如について</p> <p>ア 減算が適用される月から3月未満の月については、所定単位数の100分の70とする。</p> <p>イ 減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所定単位数の100分の50とする。</p> <p>(削る)</p> <p>(二) 児童発達支援管理責任者の人員欠如について</p> <p>ア 減算が適用される月から5月未満の月については、所定単位数の100分の70とする。</p> <p>イ 減算が適用される月から連続して5月以上の月については、所定単位数の100分の50とする。</p>	<p>① 対象となる支援  児童発達支援（児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所で行う場合を除く。）、放課後等デイサービス（主として重症心身障害児を通わせる事業所で行う場合を除く。）、基準該当通所支援（指定通所基準第54条の10から第54条の12までの規定（第71条の6において準用する場合を含む。）による基準該当通所支援（以下「みなし基準該当通所支援」という。以下同じ。）を除く。）、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援</p> <p>② 算定される単位数</p> <p>(一) 児童指導員及び保育士の欠如について</p> <p>ア 減算が適用される月から3月未満の月については、所定単位数の100分の70とする。</p> <p>イ 減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所定単位数の100分の50とする。</p> <p><u>ウ 指定通所基準の規定により配置すべき員数に障害福祉サービス経験者を含めている場合、令和5年3月31日まで、障害福祉サービス経験者が欠如した場合も減算の対象となる。</u></p> <p>(二) 児童発達支援管理責任者の人員欠如について</p> <p>ア 減算が適用される月から5月未満の月については、所定単位数の100分の70とする。</p> <p>イ 減算が適用される月から連続して5月以上の月については、所定単位数の100分の50とする。</p>

改正後	現行
<p>なお、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援については、(二)のみ適用される。</p> <p>※ (一)及び(二)の当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではないことに留意すること。</p> <p>③ 指定障害児通所支援事業所における従業者の員数が、指定通所基準の規定により配置すべき員数を下回っているいわゆる人員欠如については、通所報酬告示及び第271号告示の規定に基づき、障害児通所給付費等を減額することとしているところであるが、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害児通所支援事業所等は、人員欠如の未然防止を図るよう努めるものとする。</p> <p>④ 人員欠如減算の具体的取扱い</p> <p>(一) 指定通所基準の規定により配置すべき従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）については、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、人員欠如に該当するサービス提供単位の障害児全員。(二)、(三)及び(四)において同じ。)について減算される。</p> <p>また、人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算される</p>	<p>なお、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援については、(二)のみ適用される。</p> <p>※ (一)及び(二)の当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではないことに留意すること。</p> <p>③ 指定障害児通所支援事業所における従業者の員数が、指定通所基準の規定により配置すべき員数を下回っているいわゆる人員欠如については、通所報酬告示及び第271号告示の規定に基づき、障害児通所給付費等を減額することとしているところであるが、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害児通所支援事業所等は、人員欠如の未然防止を図るよう努めるものとする。</p> <p>④ 人員欠如減算の具体的取扱い</p> <p>(一) 指定通所基準の規定により配置すべき従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）については、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、人員欠如に該当するサービス提供単位の障害児全員。(二)、(三)及び(四)において同じ。)について減算される。</p> <p>また、人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算される</p>

改正後	現行
<p>(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)</p> <p>(二) (一) 以外の人員欠如については、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)</p> <p>(三) 常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)</p> <p>(四) 多機能型事業所であって、複数の障害児通所支援の合計数に基づき、配置すべき指導員等の員数等を満たしていない場合には、当該複数の障害児通所支援の障害児全員について減算される。</p> <p>⑤ 人員基準については、指定通所基準に規定する人員基準を満たさない場合にはじめて人員欠如となるものであり、指定通所基準に規定する人員基準に対応する所定単位数を基にして減算を行うものであること。</p> <p>⑥ 都道府県知事は、著しい人員欠如が継続する場合には、従業者の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</p> <p>(7) 通所支援計画等の作成に係る業務が適切に行われていない</p>	<p>(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)</p> <p>(二) (一) 以外の人員欠如については、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)</p> <p>(三) 常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)</p> <p>(四) 多機能型事業所であって、複数の障害児通所支援の合計数に基づき、配置すべき指導員等の員数等を満たしていない場合には、当該複数の障害児通所支援の障害児全員について減算される。</p> <p>⑤ 人員基準については、指定通所基準に規定する人員基準を満たさない場合にはじめて人員欠如となるものであり、指定通所基準に規定する人員基準に対応する所定単位数を基にして減算を行うものであること。</p> <p>⑥ 都道府県知事は、著しい人員欠如が継続する場合には、従業者の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</p> <p>(7) 通所支援計画等の作成に係る業務が適切に行われていない</p>

改正後	現 行
<p>場合の所定単位数の算定について</p> <p>① 対象となる支援  <u>児童発達支援（旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行う児童発達支援を除く。以下この（7）において同じ。）</u>、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援（指定発達支援医療機関において行う場合を除く。）、基準該当通所支援（みなし基準該当通所支援を除く。）</p> <p>② 算定される単位数</p> <p>（一） 減算が適用される月から3月未満の月については、所定単位数の100分の70とする。</p> <p>（二） 減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所定単位数の100分の50とする。</p> <p>※ （一）及び（二）の当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではないことに留意すること。</p> <p>（例） 保育所等訪問支援事業所において、訪問支援員特別加算<u>（Ⅱ）</u>を算定している場合</p> <p>・ <math>(1,071\text{単位} + 700\text{単位}) \times 70 / 100 = 1,239.7</math>  →<u>1,240単位</u></p> <p>③ 通所支援計画又は入所支援計画（以下「通所支援計画等」という。）未作成減算については、指定通所基準等<u>（指定通所基</u></p>	<p>場合の所定単位数の算定について</p> <p>① 対象となる支援  <u>児童発達支援、医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関において行う場合を除く。）</u>、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援（指定発達支援医療機関において行う場合を除く。）、基準該当通所支援（みなし基準該当通所支援を除く。）</p> <p>② 算定される単位数</p> <p>（一） 減算が適用される月から3月未満の月については、所定単位数の100分の70とする。</p> <p>（二） 減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所定単位数の100分の50とする。</p> <p>※ （一）及び（二）の当該所定単位数は、各種加算<u>（訪問支援員特別加算（専門職員が支援を行う場合）を除く。）</u>がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではないことに留意すること。</p> <p>（例） 保育所等訪問支援事業所において、訪問支援員特別加算<u>（専門職員が支援を行う場合）</u>を算定している場合</p> <p>・ <math>(1,035\text{単位} + 679\text{単位}) \times 70 / 100 = 1,199.8</math>  →<u>1,200単位</u></p> <p>③ 通所支援計画又は入所支援計画（以下「通所支援計画等」という。）未作成減算については、指定通所基準等の規定に基づ</p>

改正後	現 行
<p><u>準又は児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号。以下「指定入所基準」という。）をいう。以下同じ。）の規定に基づき、通所支援計画等の作成が適切に行われていない場合に、通所報酬告示等の規定に基づき、障害児通所給付費等を減算することとしているところであるが、これは通所支援計画等に基づく適正なサービスの提供を確保するためのものであり、指定障害児通所支援事業所等は、指定通所基準等の通所支援計画等に係る規定を遵守しなければならないものとする。</u></p> <p>④ 通所支援計画等未作成減算の具体的取扱い</p> <p>具体的には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する障害児につき減算するものであること。</p> <p>(一) 児童発達支援管理責任者による指揮の下、通所支援計画等が作成されていないこと。</p> <p>(二) 指定通所基準等に規定する通所支援計画等の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。</p> <p>⑤ 都道府県知事は、当該規定を遵守するよう、指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</p> <p>(8) 質の評価及び改善の内容を公表していない場合の所定単位数の算定について</p> <p>① 対象となる支援</p>	<p>き、通所支援計画等の作成が適切に行われていない場合に、通所報酬告示等の規定に基づき、障害児通所給付費等を減算することとしているところであるが、これは通所支援計画等に基づく適正なサービスの提供を確保するためのものであり、指定障害児通所支援事業所等は、指定通所基準等の通所支援計画等に係る規定を遵守しなければならないものとする。</p> <p>④ 通所支援計画等未作成減算の具体的取扱い</p> <p>具体的には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する障害児につき減算するものであること。</p> <p>(一) 児童発達支援管理責任者による指揮の下、通所支援計画等が作成されていないこと。</p> <p>(二) 指定通所基準又は<u>指定入所基準</u>に規定する通所支援計画等の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。</p> <p>⑤ 都道府県知事は、当該規定を遵守するよう、指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</p> <p>(8) 質の評価及び改善の内容を公表していない場合の所定単位数の算定について</p> <p>① 対象となる支援</p>

改正後	現 行
<p>児童発達支援<u>（旧指定医療型児童発達支援事業所及び旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行う児童発達支援を除く。以下この（８）において同じ。）</u>、放課後等デイサービス、<u>保育所等訪問支援（令和7年4月1日から適用）</u>、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援</p> <p>② 算定される単位数</p> <p>所定単位数の100分の85とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の85となるものではないことに留意すること。</p> <p>③ 質の評価及び改善の内容（以下「自己評価結果等」という。）未公表減算については、指定通所基準等の規定に基づき、おおむね1年に1回以上、自己評価及び事業所を利用する障害児の保護者による評価<u>（保育所等訪問支援にあつては、当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価を含む。）</u>が行われ、その結果等の公表が適切に行われていない場合に、通所報酬告示の規定に基づき、障害児通所給付費等を減算することとしているところであるが、これは<u>従業者による評価を受けた上で、事業所が自ら評価を行うとともに、障害児及びその保護者（保育所等訪問支援にあつては訪問先施設を含む。）による評価を受け、その結果を事業運営に反映させて、常に質の改善を図るためのものであり、事業所は指定通所基準の規定を遵守しなければならないものとする。</u></p>	<p>児童発達支援、放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援</p> <p>② 算定される単位数</p> <p>所定単位数の100分の85とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の85となるものではないことに留意すること。</p> <p>③ 質の評価及び改善の内容（以下「自己評価結果等」という。）未公表減算については、指定通所基準等の規定に基づき、おおむね1年に1回以上、自己評価及び事業所を利用する障害児の保護者による評価が行われ、その結果等の公表が適切に行われていない場合に、通所報酬告示の規定に基づき、障害児通所給付費等を減算することとしているところであるが、これは事業所が自ら評価を行うとともに、障害児及びその保護者による評価を受け、その結果を事業運営に反映させて、常に質の改善を図るためのものであり、事業所は指定通所基準の規定を遵守しなければならないものとする。</p>

改正後	現 行
<p>る。</p> <p>④ 公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであることとし、その公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ることとする。</p> <p>⑤ 当該減算については、自己評価結果等の公表が都道府県に届出がされていない場合に減算することとなる。具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算するものであること。</p> <p>⑥ 都道府県知事は、当該規定を遵守するよう、指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</p> <p><u>(8の2) 支援プログラムの内容を公表していない場合の所定単位数の算定について</u></p> <p>① <u>対象となる支援</u> <u>児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援</u></p> <p>② <u>算定される単位数</u> <u>所定単位数の100分の85とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の85となるものではないことに留意すること。</u></p> <p>③ <u>支援プログラム未公表減算については、指定通所基準の規定に基づき、支援プログラム（5領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」及び「人</u></p>	<p>④ 公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであることとし、その公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ることとする。</p> <p>⑤ 当該減算については、自己評価結果等の公表が都道府県に届出がされていない場合に減算することとなる。具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算するものであること。</p> <p>⑥ 都道府県知事は、当該規定を遵守するよう、指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>間関係・社会性1)を含む総合的な支援内容との関連性を明確にした事業所全体の支援の実施に関する計画をいう。以下同じ。)を策定し、公表が適切に行われていない場合に、通所報酬告示の規定に基づき、障害児通所給付費等を減算することとしているところであるが、これは、指定障害児通所支援事業者又は基準該当通所支援事業者が指定障害児通所支援事業所又は基準該当通所支援事業所ごとに、支援プログラムを策定し、インターネットの利用その他の方法により広く公表することにより総合的な支援と支援内容の見える化を進めるためのものであり、指定障害児通所支援事業所又は基準該当通所支援事業所は指定通所基準の規定を遵守しなければならないものとする。</u></p> <p><u>なお、令和7年3月31日までの間は減算されないが、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、取組を進めるよう努められたい。</u></p> <p>④ <u>公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであることとし、その公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ることとする。</u></p> <p>⑤ <u>当該減算については、支援プログラムの公表について都道府県に届出がされていない場合に減算することとなる。具体的には、届出がされていない月から届出がされていない状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算するものであること。</u></p> <p>⑥ <u>都道府県知事は、当該規定を遵守するよう、指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、</u></p>	



改正後	現 行
<p><u>指定の取消しを検討するものとする。</u></p> <p>(9) 身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について</p> <p>① 対象となる支援          児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援、共生型障害児通所支援、<u>基準該当通所支援（みなし基準該当通所支援を除く。）</u></p> <p>② 算定される単位数</p> <p><u>(一) 障害児入所支援については、基本報酬の所定単位数の100分の10に相当する単位数を当該所定単位数から減算する。</u></p> <p><u>(二) 児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援（みなし基準該当通所支援を除く。）については、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</u></p> <p>③ 当該減算については、次の（一）から（四）<u>まで</u>に掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を都道府県知事等に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事等に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。なお、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、<u>指定障害児通所支援事業所、指定障害児入</u></p>	<p>(9) 身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について</p> <p>① 対象となる支援          児童発達支援、<u>医療型児童発達支援</u>、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援、共生型障害児通所支援</p> <p>② 算定される単位数  <u>1日につき5単位を所定単位数から減算する。</u>  <u>なお、複数の減算事由に該当する場合であっても、1日につき5単位を所定単位数から減算する。</u></p> <p>③ 当該減算については、次の（一）から（四）に掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。なお、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、<u>指定障害児通所支援事業所等、指定障害児入所施設</u></p>

改正後	現行
<p>所施設及び指定発達支援医療機関は、身体拘束等の廃止を図るよう努めるものとする。<u>なお、「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものである。</u></p> <p>都道府県知事等は、次の（一）から（四）までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が継続する場合には、改善を行うよう指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</p> <p>（一） 指定通所基準等の規定に基づき求められる身体拘束等に係る記録が行われていない場合。なお、<u>施設等において身体拘束等が行われていた場合ではなく、記録が行われていない場合である点、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続を行った旨を記録しなければならない点に留意すること。</u></p> <p>（二） 指定通所基準等の規定に基づき求められる身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（以下「<u>身体拘束適正化検討委員会</u>」という。）を定期的に開催していない場合。<u>具体的には、1年に1回以上開催していない場合とする。</u></p> <p>なお、当該委員会については、事業所単位でなく、法人単位で設置・開催することを可能としている。また、<u>虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）と関係する職種等が相互に関係が深いと認めるも可能であることから、虐待防止委員会</u></p>	<p>及び指定発達支援医療機関は、身体拘束等の廃止を図るよう努めるものとする。</p> <p>なお、都道府県知事は、次に掲げる項目のいずれかに該当する事実が継続する場合には、改善を行うよう指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</p> <p>（一） 指定通所基準又は<u>児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号。以下「指定入所基準」という。）</u>の規定に基づき求められる身体拘束等に係る記録が行われていない場合。なお、<u>事業所等において身体拘束等が行われていた場合ではなく、記録が行われていない場合である点に留意すること。</u></p> <p>（二） 指定通所基準又は指定入所基準の規定に基づき求められる身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない場合、<u>具体的には、1年に1回以上開催していない場合。</u></p> <p>なお、当該委員会については、事業所単位でなく、法人単位で設置・開催することや虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めるも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化につい</p>

改正後	現行
<p>と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）をもって、当該委員会を開催しているとみなして差し支えない。</p> <p><u>また、委員会はテレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、障害児が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</u></p> <p>(三) 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合</p> <p>(四) 身体拘束等の適正化のための研修を定期的<del>に</del>実施していない場合。<u>具体的には、研修を1年に1回以上実施していない場合とする。</u></p> <p>(削る)</p> <p><u>(10) 虐待の防止のための取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について</u></p> <p>① <u>対象となる支援</u></p> <p><u>児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援、障害児相談支援、</u></p>	<p>て検討する場合も含む。)をもって、当該委員会を開催しているとみなして差し支えない。</p> <p>(三) 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合</p> <p>(四) 身体拘束等の適正化のための研修を定期的<del>に</del>実施していない場合。<u>具体的には、研修を年1回以上実施していない場合。</u></p> <p>④ <u>令和5年3月31日までの間は、1の(9)の(二)から(四)に掲げる場合のいずれかに該当する場合であっても、減算しない。</u></p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>共生型障害児通所支援、基準該当通所支援（みなし基準該当通所支援を除く。）</u></p> <p>② <u>算定される単位数</u>  <u>所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</u></p> <p>③ <u>当該減算については、次の（一）から（三）までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を都道府県知事等に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事等に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害児通所支援事業所、指定障害児入所施設、指定発達支援医療機関及び障害児相談支援事業所は、虐待の防止を図らなければならない。なお、「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものである。</u></p> <p><u>都道府県知事等は、次の（一）から（三）までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が継続する場合には、改善を行うよう指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。</u></p> <p><u>（一） 指定通所基準又は指定入所基準の規定に基づき求められる虐待防止委員会を定期的を開催していない場合。具体的には、1年に1回以上開催していない場合とする。</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>なお、当該委員会については、事業所単位でなく、法人単位で設置・開催することを可能としている。また、身体拘束適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、身体拘束適正化検討委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）をもって、当該委員会を開催しているとみなして差し支えない。</u></p> <p><u>また、委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害児が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</u></p> <p><u>(二) 虐待の防止のための研修を定期的実施していない場合。具体的には、研修を1年に1回以上実施していない場合とする。</u></p> <p><u>(三) 虐待防止措置（虐待防止委員会の開催及び虐待の防止のための研修の実施）を適切に実施するための担当者を配置していない場合。</u></p> <p><u>(11) 情報公表対象サービス等情報に係る報告が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について</u></p> <p><u>① 対象となる支援</u></p> <p><u>児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援、障害児相談支援、</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	現行
<p><u>共生型障害児通所支援</u></p> <p>② <u>算定される単位数</u></p> <p>(一) <u>障害児入所支援については、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。</u></p> <p>(二) <u>児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援、共生型障害児通所支援については、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。</u></p> <p>③ <u>当該減算については、児童福祉法第33条の18の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。</u></p> <p>(12) <u>業務継続計画の策定等の取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について</u></p> <p>① <u>対象となる支援</u></p> <p><u>児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援、障害児相談支援、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援</u></p> <p>② <u>算定される単位数</u></p> <p>(一) <u>障害児入所支援については、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算する。</u></p> <p>(二) <u>児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援、共生型障害児</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	現行
<p><u>通所支援、基準該当通所支援については、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。</u></p> <p>③ <u>当該減算については、指定通所基準等の規定に基づき求められる業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。</u></p> <p>④ <u>経過措置</u></p> <p><u>令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、当該減算を適用しない。</u></p> <p><u>ただし、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援及び障害児相談支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないことを踏まえ、令和7年3月31日までの間、当該減算を適用しない。</u></p> <p><u>(13) 複数の減算事由に該当する場合の取扱い</u></p> <p>複数の減算事由に該当する場合の報酬の算定については、それぞれの減算割合を乗ずることとなるが、定員超過利用と人員欠如の双方の事由に該当する場合については、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算する。減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由のみに着目して、減算を行うこと。なお、減算を適用するに<u>当たっては</u>、その事業所の運営実態を踏まえて判断されたい。</p> <p>(例1) 定員超過利用減算について所定単位数の100分の</p>	<p><u>(10) 複数の減算事由に該当する場合の取扱い</u></p> <p>複数の減算事由に該当する場合の報酬の算定については、それぞれの減算割合を乗ずることとなるが、定員超過利用と人員欠如の双方の事由に該当する場合については、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算する。減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由のみに着目して、減算を行うこと。なお、減算を適用するに<u>あたっては</u>、その事業所の運営実態を踏まえて判断されたい。</p> <p>(例1) 定員超過利用減算について所定単位数の100分の</p>

改正後	現行
<p>70に、人員欠如減算について所定単位数の100分の50に該当する場合→所定単位数の100分の50の報酬を算定</p> <p>(例2) 定員超過利用減算について所定単位数の100分の70に、人員欠如減算について所定単位数の100分の70に該当する場合→所定単位数の100分の70の報酬を算定</p> <p>なお、都道府県知事は、複数の減算事由に該当する場合には、重点的な指導を行うとともに、当該指導に従わない場合には、指定の取消しを検討しなければならないものとする。</p> <p><u>(14)</u> 常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについて</p> <p>常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについては、①及び②のとおりとすること。</p> <p>① 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項若しくは同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「<u>事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン</u>」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置（以下「<u>育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置</u>」）という。）が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換</p>	<p>70に、人員欠如減算について所定単位数の100分の50に該当する場合→所定単位数の100分の50の報酬を算定</p> <p>(例2) 定員超過利用減算について所定単位数の100分の70に、人員欠如減算について所定単位数の100分の70に該当する場合→所定単位数の100分の70の報酬を算定</p> <p>なお、都道府県知事は、複数の減算事由に該当する場合には、重点的な指導を行うとともに、当該指導に従わない場合には、指定の取消しを検討しなければならないものとする。</p> <p><u>(11)</u> 常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについて</p> <p>常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについては、①及び②のとおりとすること。</p> <p>① 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「<u>育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置</u>」）という。）が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。</p>



改正後	現 行
<p>算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。</p> <p>② 「常勤」とは当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものであるが、母性健康管理措置又は<u>育児、介護及び治療</u>のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。</p> <p>また、常勤による従業者の配置要件が設けられている場合、従業者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業、同条第2号に規定する介護休業、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を取得中の期間において、当該要件において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、当該要件を満たすことが可能であることとする。</p> <p><u>(15)</u> 文書の取扱いについて</p> <p>① 電磁的記録について</p> <p>指定事業者及びその従業者（以下この<u>(15)</u>において「事業</p>	<p>② 「常勤」とは当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものであるが、母性健康管理措置又は<u>育児及び介護</u>のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。</p> <p>また、常勤による従業者の配置要件が設けられている場合、従業者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業、同条第2号に規定する介護休業、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を取得中の期間において、当該要件において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、当該要件を満たすことが可能であることとする。</p> <p><u>(12)</u> 文書の取扱いについて</p> <p>① 電磁的記録について</p> <p>指定事業者及びその従業者（以下この<u>(12)</u>において「事業</p>

改正後	現行
<p>者等」という。)は、書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができる。</p> <p>(一) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または<u>光ディスク等</u>をもって調製する方法によること。</p> <p>(二) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。</p> <p>ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は<u>光ディスク等</u>をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は<u>光ディスク等</u>をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>(三) その他、指定通所基準第83条、指定入所基準第58条及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号。以下「障害児相談支援基準」という。）第31条（以下「電磁的記録等に係る条項」という。）第1項において電磁的記録により行うことができるとされているものに類するものは、(一)及び(二)に準じた方法によること。</p> <p>(四) また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドラ</p>	<p>者等」という。)は、書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができる。</p> <p>(一) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または<u>磁気ディスク等</u>をもって調製する方法によること。</p> <p>(二) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。</p> <p>ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は<u>磁気ディスク等</u>をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は<u>磁気ディスク等</u>をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>(三) その他、指定通所基準第83条、指定入所基準第58条及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号。以下「障害児相談支援基準」という。）第31条（以下「電磁的記録等に係る条項」という。）第1項において電磁的記録により行うことができるとされているものに類するものは、(一)及び(二)に準じた方法によること。</p> <p>(四) また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドラ</p>

改正後	現行
<p>イン」等を遵守すること。</p> <p>② 電磁的方法について</p> <p>事業者等は、交付、説明、同意等（以下「交付等」という。）について、事前に当該交付等の相手方の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができる。</p> <p>(一) 電磁的方法による交付は、以下のアからオまでに準じた方法によること。</p> <p>ア 事業者等は、利用申込者からの申出があった場合には、指定通所基準第12条、指定入所基準第6条及び障害児相談支援基準第5条（以下「<u>内容及び手続の説明及び同意に係る条項</u>」という。）第1項の規定による文書の交付に代えて、エで定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該事業者等は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(ア) 電子情報処理組織を使用する方法のうち（i）又は（ii）に掲げるもの</p> <p>(i) 事業者等の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>(ii) 事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された<u>内容及び手続の説明及び同意に係る条項</u>第1項に規定する重要事項を電気通信回</p>	<p>イン」等を遵守すること。</p> <p>② 電磁的方法について</p> <p>事業者等は、交付、説明、同意等（以下「交付等」という。）について、事前に当該交付等の相手方の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができる。</p> <p>(一) 電磁的方法による交付は、以下のアからオまでに準じた方法によること。</p> <p>ア 事業者等は、利用申込者からの申出があった場合には、指定通所基準第12条、指定入所基準第6条及び障害児相談支援基準第5条（以下「<u>内容及び手続きの説明及び同意に係る条項</u>」という。）第1項の規定による文書の交付に代えて、エで定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該事業者等は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(ア) 電子情報処理組織を使用する方法のうち（i）又は（ii）に掲げるもの</p> <p>(i) 事業者等の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>(ii) 事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された<u>内容及び手続きの説明及び同意に係る条項</u>第1項に規定する重要事項を電気通信</p>

改正後	現 行
<p>線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>(イ) <u>光ディスク等</u>により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>イ アに掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>ウ ア(ア)の「電子情報処理組織」とは、事業者等の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>エ 事業者等は、アの規定により<u>内容及び手続の説明及び同意に係る条項第1項</u>に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● アの(ア)及び(イ)に規定する方法のうち事業者等が使用するもの</li> <li>● ファイルへの記録の方式</li> </ul>	<p>回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>(イ) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法</u>により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>イ アに掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>ウ ア(ア)の「電子情報処理組織」とは、事業者等の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>エ 事業者等は、アの規定により<u>内容及び手続きの説明及び同意に係る条項第1項</u>に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● アの(ア)及び(イ)に規定する方法のうち事業者等が使用するもの</li> <li>● ファイルへの記録の方式</li> </ul>

改正後	現行
<p>オ エの規定による承諾を得た事業者等は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、<u>内容及び手続の説明及び同意に係る条項第1項</u>に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再びエの規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>(二) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより当該同意の相手方が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「<u>押印についてのQ&amp;A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）</u>」を参考にすること。</p> <p>(三) その他、電磁的記録等に係る条項第2項において電磁的方法によることができるとされているものに類するものは、(一)及び(二)に準じた方法によること。ただし、この通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。</p> <p>(四) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>③ その他</p> <p>(一) この通知に定めるほか、単位数の算定に当たって押印を要する文書については、押印を不要とする変更等が行われたものとみなして取り扱うものとする。この場</p>	<p>オ エの規定による承諾を得た事業者等は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、<u>内容及び手続の説明及び同意に係る条項第1項</u>に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再びエの規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>(二) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより当該同意の相手方が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「<u>押印についてのQ&amp;A（令和2年6月19日内閣府法務省経済産業省）</u>」を参考にすること。</p> <p>(三) その他、電磁的記録等に係る条項第2項において電磁的方法によることができるとされているものに類するものは、(一)及び(二)に準じた方法によること。ただし、この通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。</p> <p>(四) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>③ その他</p> <p>(一) この通知に定めるほか、単位数の算定に当たって押印を要する文書については、押印を不要とする変更等が行われたものとみなして取り扱うものとする。この場</p>

改正後	現行
<p>合において、「押印についてのQ&amp;A」を参考にする こととし、変更の主な方法は、様式中の「印」等の表記を 削るものとする。</p> <p>(二) 単位数の算定に当たって事業者書類の提出を求める 場合にあつては、事業者過度な負担が生じないよう配 慮し、必要以上の添付書類等を求めないものとするこ と。</p> <p>2 障害児通所給付費等</p> <p>(1) 児童発達支援給付費</p> <p>① 児童発達支援給付費の区分について</p> <p>児童発達支援給付費の区分については、<u>こども家庭庁長官が 定める施設基準</u>（平成24年厚生労働省告示第269号。以下「第 269号告示」という。）に規定する人員基準、<u>時間区分、障害 児の医療的ケア区分及び利用定員</u>に応じ、算定することとされ ており、具体的には、次のとおりであること。</p> <p>なお、<u>時間区分及び障害児の医療的ケア区分の取扱い</u>は1の <u>(3の2)及び(4の2)</u>を参照すること。</p> <p>(一) 通所報酬告示第1の1のイを算定する場合</p> <p>ア <u>児童発達支援センター</u>であること。</p> <p>イ 児童指導員及び保育士並びに機能訓練担当職員の員数の 総数が障害児の数を4で除して得た数以上であること。 (削る。)</p>	<p>合において、「押印についてのQ&amp;A」(<u>令和2年6月19 日内閣府・法務省・経済産業省</u>)を参考にするこ とし、変更の主な方法は、様式中の「印」等の表記を削る ものとする。</p> <p>(二) 単位数の算定に当たって事業者書類の提出を求める 場合にあつては、事業者過度な負担が生じないよう配 慮し、必要以上の添付書類等を求めないものとするこ と。</p> <p>2 障害児通所給付費等</p> <p>(1) 児童発達支援給付費</p> <p>① 児童発達支援給付費の区分について</p> <p>児童発達支援給付費の区分については、<u>厚生労働大臣が定め る施設基準</u>（平成24年厚生労働省告示第269号。以下「第269号 告示」という。）に規定する人員基準、<u>障害児の障害種別及び 利用定員</u>に応じ、算定することとされており、具体的には、次 のとおりであること。</p> <p>なお、<u>障害児の医療的ケア区分等により、算定する単位が異 なるが、当該取扱い</u>は1の(4の2)を参照すること。</p> <p>(一) 通所報酬告示第1の1のイを算定する場合</p> <p>ア <u>(二)又は(三)に該当しない障害児</u>であること。</p> <p>イ 児童指導員及び保育士並びに機能訓練担当職員の員数の 総数が障害児の数を4で除して得た数以上であること。</p> <p>(二) <u>通所報酬告示第1の1のロ</u>を算定する場合</p> <p>ア <u>障害児が難聴児</u>であること。</p>